

公示送達書

年城里町告示第198号
令和8年9月11日

下記の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、地方税法第20条の2及び城里町税条例第18条の規定により公告します。

なお、この書類は下記に保管してありますので、送達を受けるべき者の申出があれば交付します。

城里町長 上遠野 修



送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類を特定するために必要な情報	備考
笹森 学	地方税法第726条第1項に基づく書類	
田中 義治	地方税法第726条第1項に基づく書類	

送達する書類の保管場所
城里町役場 国保年金課

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示の日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。